

## 受注希望型指名競争入札の参加申請方法

財務課

受注希望型指名競争入札に参加を希望される方は、参加を希望する案件の入札条件及び呉市水道局受注希望型指名競争入札試行実施要綱（平成18年4月1日実施）に定める事項を確認の上、次に掲げるところに従って申請してください。

なお、入札の結果請負人となった方は、その入札に参加した者を下請負人にすることはできないので注意してください。

### 1 入札に付する事項等

入札に付する事項（工事名称，工事場所，工事概要，入札日時，契約保証の有無，支払方法等）は、発注表に明示しています。

### 2 入札参加申請書等

(1) 入札参加申請書は様式を定めているので、呉市水道局ホームページ（以下「ホームページ」という。）からダウンロードしたものを使ってください。

(2) 発注表において提出を求められた書類は、発注表に明示された受付期限までに、入札参加申請書とともにファクシミリによる送信（FAX番号0823-26-1660）又は持参により財務課に提出してください。ファクシミリにより送信する場合には、書類に不鮮明な箇所がないよう高い解像度のものを使用してください。

なお、入札参加申請書には、必ずファクシミリ番号と電話番号を記入しておいてください。

(3) 設計図書等の購入に係る領収証は入札参加申請書を使ってください。

### 3 入札参加資格の審査結果

入札参加資格の審査結果については、発注表に明示した期日までに、入札参加申請書を提出した方全員にファクシミリによる送信又は電話連絡により通知します。

### 4 設計図書等の購入

(1) 呉市水道局が指定する設計図書等指定販売所（ホームページに掲載。以下「指定販売所」という。）において、設計図書等を購入してください。

(2) 販売期間及び販売価格は、発注表に明示しています。

(3) 指定販売所の営業日，営業時間等は，直接指定販売所に確認してください。

(4) 設計図書等を購入する場合には，事前に指定販売所へ連絡を入れ，予約をしてください。

原則として、午後3時までに予約をすれば翌日の午前10時以降であれば購入することができますが、指定販売所の営業日，営業時間等との関連もあるので、購入可能日時については予約の際確認をしてください。

- (5) 設計図書等を購入しようとする者及び購入した者は、指定販売所等において、他の購入者又は予約をした者について調査等をしてはいけません。こうした調査等が行われたことを確認した場合には、当該行為に係る者の入札参加資格を取り消したり、入札を中止したりすることがあります。

## 5 質問書

- (1) 質問書は様式を定めているので、ホームページからダウンロードしたものを使ってください。
- (2) 質問書の受付期限及び回答日は、発注表に明示しています。受付期限後の質問には、回答しないので注意してください。
- (3) 質問書は、ファクシミリによる送信（FAX番号0823-26-1660）により提出してください。ファクシミリ送信による質問書以外は受け付けないので注意してください。
- (4) 質問に対する回答は、回答日の午後5時までに、ホームページに掲載します。
- (5) ホームページに掲載した質問及びその回答は、設計図書等の内容を追加するものとなりますので、注意してください。

## 6 入札

- (1) 入札は、呉市水道局の指定する場所で時間厳守により行うため、時間に遅れた者は失格とします。入札に際しては、呉市水道局における入札心得を遵守してください。
- (2) 入札書は様式を定めているので、ホームページからダウンロードしたものを使用してください。
- (3) 予定価格を事前に公表しているので、予定価格を超える応札は無効となります。また入札は、1回のみとし、入札記載金額に対応した工事費内訳書を同封し、のり付けした上で入札するものとします。
- (4) 入札金額は、消費税及び地方消費税を加えない額とします。
- (5) 入札参加者が1者であるときは、入札を中止します。
- (6) 入札に際し事故があったとき又は不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

## 7 入札辞退届

- (1) 入札申請書を提出した後に、やむを得ない事情等により入札を辞退しようとするときは、入札日時までに財務課に連絡を入れるとともに、必ず入札辞退届を提出してください。ただし、辞退届等の意思表示もなく入札に参加しない場合は、指名停止を行うことがあります。
- (2) 入札辞退届は様式を定めているので、ホームページからダウンロードしたものを使ってください。

## 8 入札結果

入札の結果は、入札日の翌日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）にホームページに掲載します。

## 9 契約等

- (1) 落札者が呉市水道局と契約を締結するまでに入札参加資格を喪失した場合には、契約することはできません。
- (2) 発注表に契約保証金を付することと明示している場合は、契約保証金の額、保証金額又は保険金額として契約金額の10分の1以上にさせていただきます。
- (3) 発注表に前払ありと明示している場合は、前払金を請求することができます。ただし、上記に該当する場合でも、契約金額が建設工事については200万円未満、建設コンサルタント等業務については300万円未満の場合、前払金を請求することはできません。  
また、請求書は様式を定めているので、ホームページからダウンロードしたものを使ってください。

#### 10 その他

受注希望型指名競争入札については、この申請方法に定めるもののほか呉市水道局契約規程等に定めるところによります。

#### 11 問い合わせ先

呉市水道局管理部財務課契約係

〒737-0811 呉市西中央3丁目1番5号

電話(0823)26-1612 FAX(0823)26-1660